

昨年12月に発行した広報(臨時交付金を活用した事業)に今回の事業番号を記載させていただきました。ご参考にしてください。

資料 2 - 2



愛西市では物価高騰による市民や事業者の皆様への経済的負担を軽減するため

4つの物価高騰対策事業を 継続・拡充します!



©AKR ILLUSTRATION

NO.1

1 水道基本料金の免除

【問合せ先】 上水道課 0567-55-7146

令和5年8月利用分から11月利用分までの4か月分水道の基本料金を免除しました。

拡充

令和5年12月利用分から令和6年3月利用分までの4か月分をさらに免除します!

合計で基本料金8か月分が免除!



令和5年12月発行

2 給食費の無償化

【問合せ先】 学校教育課 0567-55-7136

	令和5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月	3月
毎月の給食費	<p>小・中学校の児童生徒を持つ保護者の負担分</p>											
	<p>NO. 3・4</p> <p>令和5年9月から令和6年3月(7月分)学校給食費の一部(1食当たり30円)を緊急的な措置として追加補助</p>											
	<p>愛西市の独自事業として、学校給食費の一部(1食当たり10円)の補助を実施【令和6年度も継続実施予定】</p>											
	<p>NO. 5・6</p> <p>令和6年1月から3月学校給食費の一部を緊急的な措置としてさらに追加補助</p> <p>小学校 1食当たり250円 中学校 1食当たり290円</p>											

小・中学校給食費を令和6年1月から3月までの期間、無償化とします。

令和6年1月から3月は給食費の保護者負担はゼロに!

3 保育所等副食費補助

【問合せ先】 子育て支援課 0567-55-7118

	令和5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月	3月
毎月の副食費	<p>保育所などの児童を持つ保護者の負担分</p>											
	<p>NO. 7</p> <p>令和5年9月から令和6年3月(7月分)副食代の一部(1月500円)を緊急的な措置として追加補助</p>											
	<p>愛西市の独自の事業として、保育所・認定こども園・幼稚園等の給食副食代の一部(1月当たり3,500円)の補助を実施【令和6年度も継続して実施予定】</p>											
	<p>NO. 8</p> <p>令和6年1月から3月副食代の一部(1月500円)を緊急的な措置としてさらに追加補助</p>											

令和6年1月～3月まで保育所等副食費補助を増やし、保護者負担をゼロにします。

令和6年1月から3月は副食代の保護者負担はゼロに!

さらに、愛知県と協調して、物価高騰対策として給食を提供している民間保育所等に対し値上げを行わないように支援します!

4 給付金

【問合せ先】 社会福祉課 0567-55-7115

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対し、3万円を給付。
【申請受付終了】

追加

緊急的な生活支援対策として、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を追加給付。

NO. 9

合計で1世帯当たり10万円を給付!

NO. 10

NO. 11



エネルギー等物価高騰対策

支援事業について NO. 12・13

愛西市では、長期化するコロナ禍による影響に加え、エネルギー等物価の高騰により厳しい経営環境におかれている製造業者・施設園芸農業者・畜産業者を支援します。

<p>対象者</p> <p>製造業者・施設園芸農業者 畜産業者</p> 	<p>支援金</p> <p>10万円</p> <p>受付期間</p> <p>令和5年8月1日(火)～令和5年10月31日(火)</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>※上記の期間の土日祝日を除く。郵送の場合は令和5年10月31日(火)消印有効とする。</p>										
<p>交付要件 全業種共通要件</p>											
<p>令和5年1月1日現在製造業、施設園芸農業、畜産業のいずれかを営んでおり、今後も引き続き事業を継続する意思のある個人、法人で中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)における「中小企業者」および「小規模企業者」をいう。</p>											
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="89 1174 425 1276">製造業を営む者の要件</td> <td data-bbox="425 1174 792 1276">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 1276 425 1378">施設園芸農業を営む者の要件</td> <td data-bbox="425 1276 792 1378"> <ul style="list-style-type: none"> ●施設園芸品を販売していること ●施設園芸の経営面積が5a以上であること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 1378 425 1429">畜産業を営む者の要件</td> <td data-bbox="425 1378 792 1429">●畜産品を販売していること</td> </tr> </table>	製造業を営む者の要件	—	施設園芸農業を営む者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●施設園芸品を販売していること ●施設園芸の経営面積が5a以上であること 	畜産業を営む者の要件	●畜産品を販売していること	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="792 1174 1025 1225">個人の場合</th> <th data-bbox="1025 1174 1288 1225">法人の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="792 1225 1025 1429">個人事業者の住所が愛西市内にあること</td> <td data-bbox="1025 1225 1288 1429">事務所等の所在地が愛西市内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	個人の場合	法人の場合	個人事業者の住所が愛西市内にあること	事務所等の所在地が愛西市内にあること
製造業を営む者の要件	—										
施設園芸農業を営む者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●施設園芸品を販売していること ●施設園芸の経営面積が5a以上であること 										
畜産業を営む者の要件	●畜産品を販売していること										
個人の場合	法人の場合										
個人事業者の住所が愛西市内にあること	事務所等の所在地が愛西市内にあること										
<p>※次の条件に当てはまる場合は、本支援金の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政治団体、宗教上の組織または団体 ●申請事業者の代表者役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、愛西市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団関係者に該当する者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画している場合。 ●中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの 例えば、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合)、農業法人は会社法上の会社形態(株式会社等)であれば対象となる。 											
<p>申請方法</p>											
<p>申請書に添付書類を添えて愛西市役所産業建設部産業振興課もしくは郵送にて申請をしてください。</p>											
<p>提出書類</p>											
<ul style="list-style-type: none"> ●愛西市エネルギー等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)★ ●愛西市エネルギー等物価高騰対策支援金の申請に関する誓約・同意書★ ●製造業、施設園芸、畜産業のいずれかを営んでいることがわかるもの 個人の場合…令和4年分確定申告書の写し、令和4年分青色申告決算書の写しもしくは令和4年分収支内訳書の写し等 法人の場合…法人市民税の申告書の写し、決算書の写し等(直近のものとする) ●個人事業者もしくは法人名義の通帳の写し(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人(漢字、フリガナ)の項目が確認できる部分) 	<p>★を付したものは、愛西市のHPからダウンロードもしくは受付場所以で取得可能です。</p> 										
<p>お問合せ</p>											
<p>産業振興課 ☎(55)7128(平日：午前8時30分～午後5時15分)</p>											